

国民年金だより

★遅くれると給付はありません

国民年金保険料を期日まで納めないと、いろいろの年金給付を受けられません。まだ納めていない方はすぐ納めて下さい。

36年度分は、4月30日以後役場で取扱いません。つまり、直接国に納めていただくことになります。

年金制度にいろいろ疑問を持たれている方もあるようですが、保険料の掛け捨てではなくなりましたし、お金の価値が下つたときは、その時に応じた金額に引き上げて、支給されます。

☆手帳の台紙を切り離します

国民年金手帳の中にある昭和36年度分の検認台紙は、今月の30日以降使用できません。まだ切り離されていない方は、住民課に手帳をお出し願うことになります。お宅にある年金手帳を、もう一度ごらん下さい。切り離されていない時は、すぐ手続きをして下さい。

★20歳を迎えた方へ

昭和17年に生れた方は、今年で満20を迎えるわけですが、同時に国民年金の資格を取得されるわけです。誕生日がきたら、20日以内に、役場で手続きをして下さい。用紙は役場窓口にあります。

☆70歳を迎えた方へ

明治25年生れの方は、本年満70才になりますので「老令福祉年金裁定請求書」を提出して下さい。請求用紙は、やはり役場窓口にあります。

今年の狂犬病予防注射は、十日から始まります。
狂犬病の恐ろしさは、あらため述べるまでござります。
可憐い子どもが、病気をもつた天にかれ、一命を落すことなく、よくあることです。該当する犬には、もなく予防注射をうけさせたいのです。
注射の日時と場所は、次のとおりです。（先の場所が午前中、後ろの場所が午後）

四月十二日 片貝小と木野反分校、折笠と前田。
四月十三日 川上と川上分室。
四月十六日 田代分校。湯舟と中塚。
四月十七日 伊香。台宿小と上板庭。
四月十九日 上石井分校。家畜市場。

三十六年度の納税組合長大会は、年度も終りに近い、去る三月二十九日中央集会所に開かれました。大会は、ほとんどの組合長さんが出席し、まず開会の式典に次いで、町長と納税組合連合会長の挨拶があつた後、税務課から、町税収入状況と組合活動状況の報告があり、表彰に入りました。

最初に完納組合（納期内に納めた組合）として二十二組合が表彰され、納税に功労のあつたものとして次の方々が個人表彰をうけました。

諸根孝一、白石善之（川上）、近藤淑一（南田代）、松本清田代、酒井乙一郎（田代）、故鈴木長次（八幡）、木村宗喬（桜木町）、青砥久寿（瑞吉坂吉四郎）、星喜久雄（一本木）、近藤景寿（植田）、菊池正治（上石井）、続いて、東白川事務所長と、塙町議長の祝辞がのべられ、盛会のうちに幕を閉じました。

なお、この大会の際、全組合に四十三万六千円余の組合補助金が渡されました。

納税組合の加入状況は、塙地区六五%，笛原地区七三%，高城地区八五%，石井地区八三%となっています。

車は、今月の十五日頃まで通れませんのでご注意下さい。

X X X

植田保育園代用保母へ

金沢洋子（新採用）

塙町選管事務局書記へ

本多貞次（庶務課）

植田保育園保母へ

鈴木芳枝（新採用）

塙町選管事務局書記補へ

北沢京子（新採用）

併せて塙町議会事務局書記補へ

岩田絹子（庶務課）

併せて塙町議会事務局書記へ

益子東嗣男（庶務課）

九十一日以上の犬全部。

★料金＝登録料三百円、鑑札交付手数料二十円。

★朝日に受けなかつた場合、右の三百二十円の外に注射料としで百六十円かかります。

沢橋は、昨年の水害でこれまで伊香部落の赤沢川にかかる赤

したが、いま、県が工事主体と

十日から予防注射を予防しよう



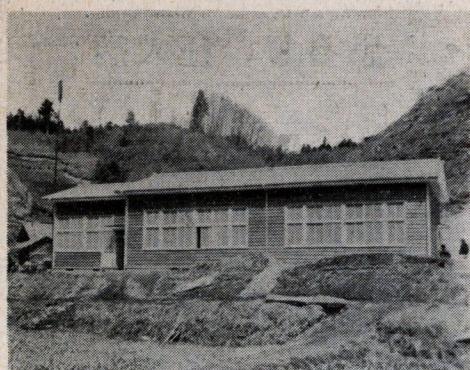
写真は、完納172組合を代表して賞状を受ける出戸第一組合の藤元哲さん

三十六年度の納税組合長大会は、年度も終りに近い、去る三月二十九日中央集会所に開かれました。大会は、ほとんどの組合長さんが出席し、まず開会の式典に次いで、町長と納税組合連合会長の挨拶があつた後、税務課から、町税収入状況と組合活動状況の報告があり、表彰に入りました。

最初に完納組合（納期内に納めた組合）として二十二組合が表彰されました。

組合長（指定期間に内に納めた組合）として百七十二組合優良組合（指定期間に内に納めた組合）として二十二組合が表彰されました。

組合長（指定期間に内に納めた組合）として二十二組合が表彰されました。



田代分校落成

三月二十八日に落成式を行なつた。長い間、古い校舎で不便をしていた学校や部落では喜びに包まれている。

この校舎は総坪数が44坪、工費142万円で上田組が請負つたもの。

(ニュース)

農事だより

4月農作業メモ

農作業は順調でしょうか? いよいよ忙しさを増してまいりますが、合理的な農作業を進め、収益の高い経営を築いて下さい。

△稲作

暖候期天候予想からすれば、4月から5月の天候不順、その後の低温、秋の早冷えということなるので、早期栽培が望ましいわけです。

ビニール畑苗代では35日、保温折表苗代では40日程度の苗代日数を基準にして、早植えの計画を立てましょう。健苗を育てることが何よりも大切なことなので、ビニール畑苗代の育苗の要点をのべますと、まず播種から10日間位は乾燥させないように、播種前に充分の灌水をし温度は高めの摂氏40度(日中)位に保つことで、その後は日数を経るに従い温度を下げ、床土は過湿にならないようにすることです。ビニール床内には、必ず棒状温度計をおき、生育に応じた適温を得ることです。

△野菜

温床で、トマト、ナスなどの果菜類が、スクスク伸びていますが、今月中に播種できる野菜があります。自給用として少しづつ栽培するのも、食卓を賑わすものです。春耕きハクサイ、カンラン、ホウレン草、ニンジン、レタスなどの洋菜類も、まだ蒔ける時期です。

△飼料作物

牧草は、これからどんどん伸びますが、追肥を忘れずにやつて下さい。混播でも、クローバー類が主体であれば、過剰リンサン石炭20キロぐらいは施して下さい。

(稿地区農業改良普及所)

労働生産性の向上

農業基本法の中ではこの「労働生産性の向上」という字句がよく使われています。今月は、このことについてとふれてみました。

動物の中で、働くということができるのは人間以外にはありません昔は(ついこの間まで)働いて成績を上げようとなれば重労働をしなければなりませんでした。しかし現在は重労働す

した。

私たちが働く場合、少しの効率を上げることができます。

そこで、これに代る機械ができるからです。

農業基本法を考えるとき「どう

かして効率を上げることが効率の向上といえると思いま

す。

例えば、一時間で一反歩の田

うないをした人が、機械を使つ

て十分間でできたらとすれば、六

倍向上したことになります。あ

る程度以上の能率(飛躍的向上)

を上げるには、やはり機械力の

導入にまたなければなりません

。

例え、一時間で一反歩の田

うないをした人が、機械を使つ

て十分間でできたらとすれば、六

倍向上したことになります。あ

る程度以上の能率(飛躍的向上)

を上げるには、やはり機械力の

導入にまたなければならない

。

農業基本法でも、農業の生産性の向上ということが、その目標の一につながっています。今

度町やあらうとしている農業構造改善事業を考へるとき、「どうぞ」

されば、われわれ農業を行なう者の働きが所持につながり、しかも、少ない労力で、より所得の上がる方向を見いだすことが

できるか」ということを充分考へて、土地の整備や機械その他設備を導入しなければなりません。最後に、自分及び家族の労働はタダだという考え方を捨て

おり、自分の労